

第277回鳥取県内水面漁場管理委員会

- 1 日時 令和元年5月16日(木)午前10時30分から
- 2 場所 ホテルセントパレス倉吉
- 3 出席者 委員：安藤会長、寺崎委員、竹内委員、絹見委員、水谷委員、川原委員、西本委員
事務局：平野事務局長、岸本事務局次長、吉村書記
鳥取県：水産振興局水産課 岸本水産振興局長、丹下係長
鳥取県栽培漁業センター：福井室長

4 議事

- (1) あゆの採捕禁止(加勢蛇川、勝田川)に関する指示について(協議事項)
- (2) 千代川大口堰周辺における水産動物の採捕禁止に係る指示について(協議事項)
- (3) 漁業法改正に伴う漁業調整規則の改正等について(報告事項)
- (4) その他

<議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として絹見委員、水谷委員を指名した。

議事

- (1) あゆの採捕禁止(加勢蛇川、勝田川)に関する指示について(協議事項)

委員会事務局が資料1に沿って説明した。

[安藤会長]

これも例年のことですが、委員の皆様は、そんな背景等も重々御承知いただいていると思います。琴浦町から出ている要望書の内容で、特に解禁直後の1カ月間を、投網漁を禁止してほしいということですね。特に河口域とか下流域で、まだ遡上時の滞留している群れを一発で一網打尽にされると、上流のさお釣りの方にも非常に迷惑になると、そういうことで要望が出ている内容です。その指示の告示案を資料1の6ページに、例年のように出させてもらってよろしいでしょうか。別にトラブルがないということですが、トラブルがないというのは、何か指示の徹底が割と進んでいるということか、何かPRなんかも琴浦町は努力されているんですね。

[岸本次長]

はい。広報をしっかりとされて、パトロールもされていますし、ある程度徹底してきて、皆様はそれをきちっと守っていただいているという状況だということでもあります。

[安藤会長]

なるほど。いかがでしょう、何か御質問や御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

[委員全員]

はい。

[安藤会長]

ありがとうございました。案のとおりに実施を進めてください。

(2) 千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示について（協議事項）

委員会事務局が資料2に沿って説明した。

[平野事務局長]

この件については、前回の委員会の際、寺崎委員から問い合わせがあって、そのときも説明させていただきました。遡れば2年前に、もうすぐ規則改正になると言っていて、委員会のほうでも2年前の段階ではこれが最後の委員会指示とか言いながら、去年も出し、また今年も出しということになりますが、国との調整もあり、本当にいつこれが改正されるのか明言できる状況ではなくなってきました。そういうこともあって、本来であれば規則で対処すべきですが、それが現実的になかなかない以上、委員会指示という形で対応していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

[安藤会長]

ありがとうございます。そういう状況なので、一年一年の更新指示で継続するという事です。内容については、今までと変わりません。いかがでしょうか。では、意見がないようなので、このとおり進めてください。

(3) 漁業法改正に伴う漁業調整規則の改正等について（報告事項）

委員会事務局が資料3に沿って説明した。

[安藤会長]

ありがとうございました。第1種はしじみ漁をしている湖山池漁協と東郷池漁協が該当ですし、第5種については内水面ですから全部になりますね。そういう意味で第1種、第5種がかかわってくるということで説明があったわけですが、この辺聞いてみたいことはありますか。

[絹見委員]

書き方として、これがひな形みたいな格好で来るんですか。

〔丹下係長〕

そうです。

〔絹見委員〕

様式的に。

〔丹下係長〕

県が定める様式に基づいて報告していただくということです。

〔絹見委員〕

なら、こっちはそれに基づいて。

〔丹下係長〕

県のほうで、この格好でよければ、こういう形にしますし、書きにくいということであれば、もうちょっと格好のいいものに変えていこうと思っております。この辺は特段、決まってるものではなく、国が県向けにこういう形で示したらどうかという案を示しているものであります。

〔寺崎委員〕

事務担当者に説明会とか、そういうことは考えて。

〔丹下係長〕

今後必要だと思っています。

〔寺崎委員〕

はい、ぜひとも。

〔丹下係長〕

早いほうがいいでしょうかね。

〔寺崎委員〕

そうですね。

〔丹下係長〕

夏までにやったら。

[寺崎委員]

何せ少ない人数でどこもやっておるもんですからね。

[丹下係長]

そうですね。

[寺崎委員]

早目に早目にやっていただければと。

[岸本次長]

開催の仕方としまして、県内の漁協さん一応集まっていたいで説明する方法がいいのか、それとも個別に回らせていただいで説明するほうがいいのか。

[絹見委員]

個別のほうがいい。

[寺崎委員]

個別のほうがいいかもしれませんね。

[岸本次長]

個別のほうがよろしいですか。

[寺崎委員]

多分ね、西部と東部の漁協の方が遠いものですから。

[岸本次長]

合同の場合、中部ぐらいでやろうかなと思っていましたが、分かりました。

[寺崎委員]

中部でもいいです。

[岸本次長]

日程調整で難しい面もありますので、個別に回らせていただくほうが。

[平野事務局長]

まず初っ端のスタートは集まってもらい、ただその1回で説明が終わるわけではないので、ある程度その事務の方に勉強してもらった後で行って説明して、全部の漁協に必ず1度は回ろうと思っていますが、とりあえずスタートは集まってもらって、1回やりたいなどは思っております。

[竹内委員]

1種と5種を別々に行かれたら、割とこれは中部あたりでできるかもしれませんね。

[岸本次長]

5種はどうですかね。全部、一応、全て漁協でやります。

[竹内委員]

大分動きが違うみたいです。

[岸本次長]

そうですね。

[丹下係長]

確かに種苗放流とか、そのあたりが違うかもしれません。

[安藤会長]

その辺もよろしく願いいたします。

[岸本次長]

はい。

[安藤会長]

その他。

[絹見委員]

改正目的をもう一回説明をお願いします。

[丹下係長]

国が漁業法を改正する1つの目的としましては、その漁業の世間に対する透明化が非常に大きく、漁業権をもらって、その行使者がどのように行使しているのか、なぜその漁協の人だけが、それを行使することができるのか、そういったところが不透明という意見が世間からあり、漁協にこういうふう免許を与えたということや、漁協では生産力を発展させるために計画をもって行使した結果等をこういうふう報告していて、毎年点検していこうということです。

[平野事務局長]

そもそもその漁業法の改正自体は、前回も説明したんですけれども、その漁業を持続的発展が可能な産業に変えていくというのが、まず一番のスタートとしてあるわけで、今以上に生産力を変えていく必要があるんじゃないかと。いろんな時代の流れの中で、海にしろ、内水面にしろ、いろんな状況が変わってきているのに、その昔ながらの法律のままでいいのかというのが、まずスタートにありますから、基本的には、漁協としてのさまざまな取組がやりやすい形にはなってるんです。一方で、丹下が言った漁業権を受けている人の責務を明確にして、透明性を出していくというために、県に対して、委員会に対してになってきますが、公表すべきことは公表していくととらえているというところです。

[安藤会長]

でも、持続、また発展的に、これからの漁業を展開していくために必要なことだとは思いますが。

[平野事務局長]

河川の漁協にしても、アユの産卵場造成だとか、湖沼にしても、シジミのためのいろんな増殖策やってきていますが、そういったものがあまり知られていません。しかし、そういったことをしっかりやっていることを出してもらって、継続してこんなことやっているということが公開されていくというところもあるわけです。

[岸本次長]

漁協のやっってることのPRという位置づけ部分もあると、国も言ってますので。

[絹見委員]

今までやっていることがもう慢性化みたいな感じで、なら、ここで新しくもう一度クリアさせて、新しいものをつくっていかうという考えですか。

[岸本次長]

いや、少し違います。やっていることはやっていることでいいんですけども、それをいろいろ見ながら、ああ、ここもマンネリ化なんで、ちょっと変えたほうがいいよっていうようなことを、起爆剤じゃないですけど、こういった機会に考えていただければとは思ってはおりますが、全部考え直せっていうわけではないです。

[平野事務局長]

基本的に、そんなに大きくやっていることを変えろという話ではないと思います。

[岸本次長]

やっていることをPRするという考え方でいいと思います。

[竹内委員]

ほとんど今までやっていることをまとめて計画として上げて。

[岸本次長]

そうです。

[竹内委員]

それを総代会か総会に点検して報告するという事なんですね。

[岸本次長]

そうです。

[平野事務局長]

どちらかというと、そういう理解でいいと思うんですけども。広くやっていることを総会などに諮れば、より効率的な方法とか、そういった意見も出てきて見直しをされたらいいと思いますが、今回の法改正で、何か新たなことを作業として、増殖策として、義務づけられるということでは決してなくて、そういったことを報告などもしてもらってオープンにしていこうということだと思います。

[寺崎委員]

やっぱりホームページの充実もまずはしようと思っているんですが、あとはやっぱりメディア、新聞とかを使って、PRしていかなければと今思っているところです。今SNS使ってでも結構ありますので、釣る人にはそういうのをやってもらうようにPRして、そういうことをやっているかなと内部で話をしたりしているところなんですけどね。

[岸本次長]

全国各地の河川とか、盛んにあゆが釣られる川なんかは、どんどん漁協のほうでホームページでPRされていて、釣果がこんな状況ですよとか、それを見ながら来る遊漁者の方も多いです。

[寺崎委員]

県産あゆを使って千代川は放流してるとか、そういうことも知らない人もたくさんいます。秋に獲ったあゆでやってますよとか、そういうことも県産あゆがないと思ってる人も多いので、日野川漁協だけだと思っていますので、そういうこともPRしていかなければということは感じています。またいろいろ指導いただきたいと思っています。

[安藤会長]

関連しますが、インターネットで遊漁証の販売があるんですけども。

[岸本次長]

スマホで決済ですね。

[安藤会長]

スマホで遊漁証をもらって、スマホ決済で。

[寺崎委員]

スマホで確認する。

[安藤会長]

遊漁証はお持ちですかってスマホ出すわけですね。

[岸本次長]

そうですね。

[安藤会長]

そういうのはこう県内にはないですか。

[岸本次長]

ないですね。

[岸本次長]

福井がやっている。

[安藤会長]

福井県の事例って聞かれたことがあります。

[丹下係長]

ええ。福井県にアプリを開発された方がいて、昨年度末に漁協にも説明会があったじゃないか。

[寺崎委員]

はい。ああいうのがちょっと難しい。

〔丹下係長〕

管理をするのに初期費用とか結構かかりますが。ただ、地図とか、そのホームページに繋ぐとか、いろんな周辺情報も含めた、アプリになっていて、遊漁証を買われた方にはいろんな情報が行くようにもなりますし、その事務員の方々の決済の手間とかが非常に楽になるようなシステムだったと思います。

〔安藤会長〕

G P S機能がつけば位置もわかりますよね。

〔丹下係長〕

そうです、わかります。だから禁止区域に入っている人には、注意することができるとかですね。

〔岸本次長〕

ただ、釣りのときに結構車に置いたままやりますしね、なかなか。

〔安藤会長〕

ああ。持ち歩かない。

〔岸本次長〕

川で監視員が見せてくれって言っても車の中だって言われるかもしれませんし、そういったこともあるかと思いますが。

〔安藤会長〕

でも、事務手続が楽になるというのは大きなメリットですしね。

〔岸本次長〕

そうですね、人数が少ない組合でするのはね。

〔丹下係長〕

県外の遊漁者からしても、夜だとか、その時間を問わずに遊漁証を購入して。

〔川原委員〕

うん、24時間購入できますね。

〔寺崎委員〕

千代川漁協もこれから取り組もうと思っています。コンビニは24時間だから、コンビニに極力置いてもらうような方向でいこうと。無鑑の人が漁協は閉まるとし、釣具屋も閉まるとし、仕方なしに入っているという言い訳ができないためには、24時間営業しているコンビニはたくさんあるので、そうしたほうが良いという組合員から提案を受けています。そういう方向で検討したいと話合っているところです。

[安藤会長]

その他で何かこの報告書以外のことでも含めて何かありましたら、この際出してください。
報告書の中に、その他の項目で川に親しむ機会をつくと書いてありますが、それぞれの漁協は、例えば青少年とか子ども、小学生対象にやっていますか。

[竹内委員]

やっています。

[安藤会長]

どのような。

[竹内委員]

日野川は夏に友釣りをね。

[岸本次長]

あゆ釣り教室みたいなのをされていますね。

[竹内委員]

1日ですけど、10人から12、13人を対象に2時間ぐらい、友釣りやっています。

[安藤会長]

道具はちゃんと準備してね。天神川漁協は国土交通省の水辺の楽校なんかで。

[川原委員]

そうなんです。それは国土交通省主催。

[竹内委員]

それから、別にまた大人用にも友釣りをしてみたい人があれば、人数がそんなに多くないですけどもやってもらっています。特に子どもは、小学生は無料ですけど、高校生ぐらいになると遊漁証が要ります。その講習に来る人には、1年分の遊漁証を無料で配布しています。

〔寺崎委員〕

ただ、あゆは難しく、たくさん区域にいないと友釣りの場合、空振りがあるので。

〔竹内委員〕

でも、小学生に講師が一人ずつついてやられますので、ゼロの子もたまにいますが、最低でも2つぐらい。

〔寺崎委員〕

そうですか。

〔竹内委員〕

釣ります。そのかわり、すぐに養殖場から持ってきて、ばらばらっと放したところでやります。

〔水谷委員〕

確かに天然状態で獲ろうと思うと、なかなか子どもたちは難しいでしょうね。

〔岸本次長〕

天然遡上が多くて、入れればすぐ釣れるぐらいの状況だったら、子どもでも釣れるんでしょうけどもね。

〔安藤会長〕

私も国土交通省もほうで、その川に親しむいろんな事業にかかわっているんですけども、天神川漁協でも千代川漁協でも、千代川漁協は、年に七、八回、川の生き物調べ調査で国土交通省がメインでやっていますけれども、組合員の人が1人、2人立ち会えば、恐らくそんなのもPR活動に入ってくるでしょう。天神川漁協も三朝川との合流の辺で大きなイベントしましたね、100人から150人ぐらい集まるような。そのような取組を組合が立ち会えば、それもPRになるんでしょうけども、そういうことも報告書に書けると思ったりしました。

〔安藤会長〕

他に何かこの際質問等ありますか。

〔絹見委員〕

この漁業生産力の発展に関する計画の作成は組合であるのか、それとも内水面漁場委員会の流れで提出するのか。

〔丹下係長〕

組合ですね。

〔絹見委員〕

なら、この用紙は組合のほうに送るんですね。

〔丹下係長〕

そうですね。

〔絹見委員〕

分かりました。

〔安藤会長〕

他にどうでしょう。では、また年に何回かありますので、その都度にそれぞれの地域での現状とか、困ったこととか、また出し合っていただければと思います。

以上で協議は終わって、事務局にお返しします。

(4) その他

〔平野事務局長〕

その他何か。

〔丹下係長〕

特にないです。はい。

閉会

〔平野事務局長〕

では、以上で委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長 会長

署名委員

署名委員